



生 教 総 第 1 5 8 号 平成 3 0 年 5 月 2 8 日

学校長各位

生駒市教育委員会 教育長 中 田 好 昭 (公 印 省 略)

市立学校夏期休業日における学校閉庁(閉鎖)日の設定について(通知)

今般、教職員の長時間労働が社会問題化し、働き方改革が喫緊の課題とされるなか、本市においては本年度「生駒市学校教育のあり方検討委員会」を設置し、課題解決に向け検討を始めるところでありますが、平成29年8月29日付け中央教育審議会からの「学校における働き方改革に係る緊急提言」、また、平成30年2月9日付け文部科学事務次官からの「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」の通知を踏まえ、本市においても、市内学校における教職員の長時間勤務の実態は、看過できない状況であることから、「今できることは直ちに行う」との認識から、年次有給休暇取得環境改善に向け下記の取組を行うこととしたので、各学校においては趣旨を理解し対応いただくよう通知します。

記

1 目的

教職員の長時間労働が社会問題化している中、下記学校閉庁期間はお盆の時期で行事や業務は少ないと見込まれることから、計画的に年次有給休暇が取得できる体制を整え、教職員の心身の健康増進を図るとともに教職員が地域活動や社会貢献活動等をしやすい体制を整える。

また、夏場のエネルギー需要増加を抑制するため、学校閉庁日を設定して省エネルギーを推進する。

2 対象施設

市立小中学校(適応指導教室、生駒市教育相談室、通級指導教室含む)

3 学校閉庁(閉鎖)日

毎年8月12日から8月15日までの4日間

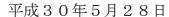
4 休暇の取扱い

学校閉庁日が勤務を要する日に当たる場合は年次有給休暇を取得 ※年次有給休暇が取得できる常勤職員以外は勤務日の変更又は欠勤で対応

5 その他

土曜日、日曜日及び祝日以外の緊急時の連絡は、教育総務課または教育指導課を通して学校長に行う。

学校閉庁期間は学校に勤務者を置かない。





保護者の皆様へ

生駒市教育委員会教育長生 駒 市 校 長 会 長

「市立学校夏期休業日における学校閉庁日の設定」について

平素は、生駒市の教育行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、教職員の長時間労働が社会問題化している中、国から「学校における働き方 改革に係る緊急対策」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに 学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」の通知があり ました。生駒市教育委員会としましても次の観点から「市立学校夏期休業日における 学校閉庁日」を設定します。

教職員の心身の健康増進を図るとともに教職員が地域活動や社会貢献活動等をしや すい体制を整えます。また、夏場のエネルギー需要増加を抑制するため、学校閉庁日 を設定して省エネルギーを推進します。

以上のことから、下記のとおり夏期休業日における学校閉庁日を設定しますので、 ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 対象施設 市立小中学校
- 2 学校閉庁日毎年8月12日から8月15日
- 3 その他
 - ・土曜日、日曜日以外の緊急の連絡は、生駒市役所(Tm74-1111)教育総務課または 教育指導課に連絡してください。
 - ・部活動についても原則行いませんので、ご了承ください。